第明三治二十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第４８２号
石川県かほく市高松ウ２番地
破産者　森　　寛
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
石川県小松市今江町８丁目35番地
破産者　チャカフーク及び銀のくらこと　中村勝彦
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第５９７号
静岡県浜松市中区城北２丁目25番３号
破産者　髙橋　絹子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９０３号
京都市山科区栗栖野中臣町10番地１　勧修寺北団地２棟105号
破産者　マジカルアートこと　黒沼　　昇
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
和歌山県海南市下津町丸田220番地４
破産者　町谷勇次郎
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６９号
和歌山市黒田221番地の７
破産者　森田　幸雄
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
愛媛県宇和島市三間町田川216番地
破産者　兵頭　英治
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１０６号
熊本県玉名郡南関町大字高久野274番地１
破産者　神﨑　　豊
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第７７号
福岡県八女市立花町北山5093番地２
破産者　原　　良久
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３８４号
川崎市中原区小杉陣屋町２丁目21番４号　グリーンハイツ105
破産者　金田　　稔
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
広島県東広島市西条中央３丁目６番７―107号、開始決定時の住所広島市東区光が丘２番２―102号
破産者　山手　雅博
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５８号
広島県東広島市西条中央３丁目６番７―102号、開始決定時の住所広島市東区中山上２丁目16番22号
破産者　山手　　進
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５２号
札幌市中央区南21条西12丁目３番10―203号、前住所札幌市北区北38条西８丁目２番８―902号
破産者　林　　博敏
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４２号
札幌市北区篠路６条６丁目３番17号、前住所北海道石狩郡当別町太美町1488番地225
破産者　山田　明毅
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１号
福井市水切町第43号33番地
破産者　藤田早智子
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
福井市学園１丁目５番12号
破産者　髙橋　宗之
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１９号
名古屋市港区多加良浦町４丁目165番地
破産者　広田　正宣
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７８号
愛知県春日井市稲口町４丁目19番地２　ウインザーＫ＆Ｙ305号、開始決定時の住所愛知県春日井市美濃町１丁目77番地　グリーンベル味美803号
破産者　近藤　　明
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部